

# **手話通訳派遣ガイドブック**

V o l . 1 0

- 1. はじめに**
- 2. 手話通訳時間と人数について**
- 3. 手話通訳者の報酬及び交通費について**
- 4. 手話通訳を行うにあたってご用意いただきたいもの**
- 5. その他ご参考にしていただきたいこと**

公益社団法人香川県聴覚障害者協会

**香川県聴覚障害者福祉センター**

〒761-8074 高松市太田上町405-1

TEL (087) 868-9200

FAX (087) 868-9201

URL <https://www.chosyocenter.com>

派遣資料専用Mailアドレス：  
syuwahaken-kgw@chosyocenter.com

# 1 はじめに

## (1) 通訳派遣のしくみ

香川県聴覚障害者福祉センター（聴障センター）の派遣には、大きく分けて委託派遣と事業派遣の2種類があります。

### ① 委託派遣について

聴障センターで行っている委託派遣は、香川県及び香川県下各市町が実施している意思疎通支援（手話通訳者派遣）事業を公益社団法人香川県聴覚障害者協会が受託して実施している手話通訳者派遣事業です。

この委託派遣は、聴障者個人の生活に関する場面における手話通訳を派遣する事業で無料で手話通訳の派遣を受けられます。

ただし、個人の利益に関する通訳などは、派遣の対象となっておりません。

（市町の実施要綱により派遣の対象が異なる場合もあります。）

### ② 事業（一般団体）派遣について

事業派遣とは、行政・企業・一般団体からの依頼による通訳派遣で全て有償での派遣になります。会議や講演会等催し物を主催する場合、主催者が手話通訳を準備することが基本となりますので、これらの通訳依頼は有償にて派遣するになっております。

聴障センターでは、これらの依頼を受けて主催者と打ち合わせや事前資料についての問い合わせとお願いを行い、当日派遣される通訳者に情報提供をしておりますが、資料が準備できなかつたり当日配布になることもあります。

ほとんど場合、通訳者は複数派遣となりますので、通訳者間で事前に打ち合わせが必要になります。

## （2）聴覚障害者の自立のために

聴覚障害者の社会参加は、今、大きく広がってきました。

公益社団法人香川県聴覚障害者協会は、聴覚障害者の社会参加を促進するための各種講演会や聴覚障害者が、そのもてる力を十分に發揮できるように職場内研修等の手話通訳依頼に応じています。

朝礼や研修の場で聴覚障害者自身が初めて意見発表を行い職場での評価が高まった事例や企業内研究会で入賞した例、あるいは同僚とのコミュニケーションが深まった等の事例が数多く報告されています。

今後も積極的に、様々な場面への手話通訳者の派遣を進め、通訳技術につきましてもさらに研鑽し高めていこうと考えています。

## （3）より良い手話通訳環境の整備を

このガイドブックは、こうした企業や官公庁の研修会等で手話通訳を派遣する際の指針となるものです。手話通訳者の職業病といわれている「頸肩腕（けいけんわん）障害」の発症も問題になっている昨今、より良い手話通訳環境を整備するためにぜひご協力ください。

なお、手話通訳者には守秘義務が課せられている事を書き添えておきます。

## 2 手話通訳の時間と人数

### (1) 正確な通訳は30分が限度

手話通訳者一人が連続して通訳をした場合、およそ20分を経過したあたりからうまく通訳ができなくなります。

「手話通訳者の全国調査<sup>#1</sup>」の中に、「何分までならば心身の疲労を感じず自分の思うとおりの通訳ができますか」という質問がありましたが、講演会の通訳では、30分未満と答えた人が80%を超えていましたし、テレビの通訳では20分未満と答えた人が70%を超えていました。（<sup>#1</sup>「全国手話通訳問題研究会が」1990年に実施した「手話通訳者の実態と健康についての全国実態調査」）

#### 『心身の疲労を感じ始める時間』

講演会通訳	30分を超えたあたり
T V 通訳	20分を超えたあたり

### (2) 20分交代が原則

上記のような背景から、今では、「20分交代」が全国的な基準となっております。当協会では、原則として15分交代を実施することにしておりますので、皆様方のご理解とご協力の程よろしくお願い申しあげます。

### (3) 現在「時間と人数」の関係は

右の表のようになっております。

通訳内容によって人数を調整させていただきます。

(4) グループディスカッションではグループごとに2名

また、小グループ形式での研修で複数の聴覚障害者がそれぞれ別なグループに参加するような場合には、それに2名の手話通訳が必要になります。

手話通訳のご依頼の際には研修方法を具体的にお伺いし、その上で、必要な手話通訳者の人数を決めさせていただきます。

#### 『通訳時間と人数』

所要時間	2時間まで	4時間まで	4時間を超過(1日)
通訳人数	2~3	3~4	4~6名

### 3 手話通訳の報酬および交通費

公益社団法人香川県聴覚障害者協会の手話通訳報酬額の基準表は下表のようになっています。

《手話通訳者 1名当たりの「手話通訳報酬額基準表」》

時 間	金 額
2時間以内	9,000円
以降超過 1時間ごとに 加算	超過1時間につき 2,000円加算

※時間とは、通訳者が拘束される時間です。

(当日の事前打ち合わせ時間を含めます。)

### 【8時間を超える場合】

超過する時間の金額を同表に基づき加算させていただきます。

### 【宿泊を伴う場合】

宿泊を伴う場合には、手話通訳者一人当たり9,800円を請求させていただきます。

### 【交通費】

交通費は、上記金額に含まれております。

なお、会場が小豆島・直島など島の場合には、船賃など交通費実費を請求させていただきます。

### 【御見積書・請求書・領収書】

ご入用の節は、お申し出下さい。

### 【その他】

なお、手話通訳報酬基準表を基準にしておりますが、ご予算の都合等がありましたら何なりとお問い合わせください。

よろしくお願い申しあげます。

### 【振込先】

銀行名	百十四銀行 太田支店
口座番号	普通 0614767
口座名義	公益社団法人香川県聴覚障害者協会 理事長 近藤龍治 (こんどうりゅうじ)
住 所	〒761-8074 高松市太田上町405-1
T E L	087-868-9200

## 4 手話通訳を行うにあたってご用意いただきたいもの

手話通訳者には、その業務上知り得たプライバシーや企業内部の事柄については、絶対に外部に漏らさないという厳しい守秘義務が課せられております。

企業等によりましては、手話通訳者を職場会議等に同席させることに抵抗をおもちになられ、聴覚に障害をもつ社員に対しては筆談をもって会議に出席されるところもあると聞いております。

しかし、聴覚障害者の耳であり、口である手話通訳者は専門家として通訳業務を行っており、常日頃、守秘義務につきましては研修をしておりますので、安心してご利用いただきたいと思います。

さて、手話通訳を行うにあたりまして、いくつかのお願いがあります。

### (1) 事前打ち合わせ及び資料のご準備

より良い手話通訳を提供するためには、事前に打ち合わせをお願いする場合があります。また、最近は、高度で専門的な内容の研修が増え、その分、専門用語、略語等手話通訳者が戸惑いを覚えることもあります。差し障りのない範囲での資料提供をお願いしています。

### (2) 照明・採光について

言うまでもなく、手話は視覚言語です。会場の照明・採光にはご留意ください。特に、映画の上映やスライドやOHP等の視聴覚機器併用の講義に際しては、十分なご配慮をお願いいたします。

また、手話通訳者の位置を決定される際、聴覚障害者から見て逆光にならないような場所をご準備いただくようご配慮ください。

### (3) 音響の補助について

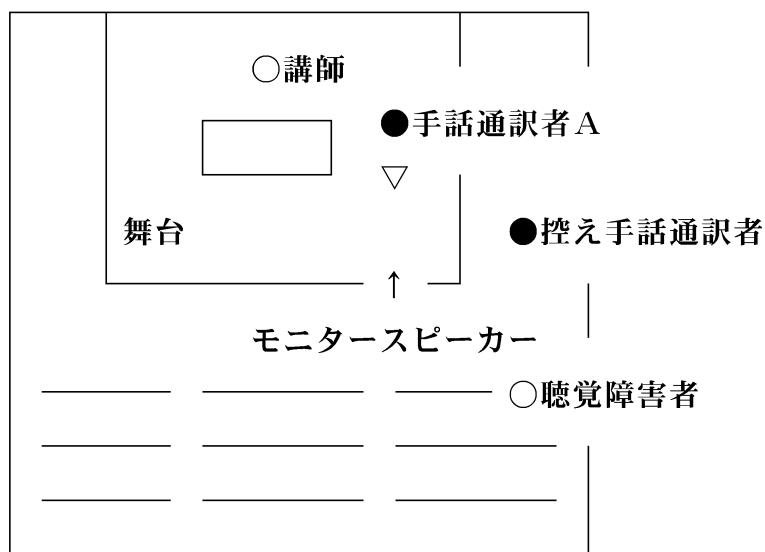
講堂など広い会場で、壇上に手話通訳者が立つ場合、手話通訳者の位置より前方にスピーカーがセットされているところでは、前方に音声がとんでしまい、講師の近くに位置する手話通訳者には大変聞きづらい状況になってしまう場合があります。できましたら手話通訳者の足もとに手話通訳者専用の小さなモニタースピーカーを準備していただけるようお願いいたします。

## 5 その他ご参考にしていただきたいこと

手話通訳をご利用されたことのない方々にさらに具体的なイメージをもつていただくために、以下の事項をもお読みください。

### (1) 手話通訳を行う位置

#### ①手話通訳者が複数の場合



#### 《ポイント》

1. 聴覚障害者と手話通訳者と講師が、同一線上に位置するようにしていただくと、聴障者が、手話通訳と講師の表情・動きを同時に見ることができます。
2. 控え通訳者は、休息と同時に通訳チェックを担当します。通訳の様子が見える位置に控え席をご用意下さい。  
※3人以上の手話通訳者がローテーションを組んで実施する場合は「手話通訳」、「手話チェック」それに「休憩」をそれぞれ20分交代で行います。  
1人は必ず会場の外へ出て、心身ともに休息をとり疲労感が蓄積しないようにしています。
3. 控え席には、ミネラルウォーター等の飲み物をご準備いただければ幸いです。

※手話通訳者の交代が、他の受講者の妨げにならないように留意いたしますが、会場の外との行き来がスムーズにいくようにご配意ください。

## (2) 手話通訳者の食事について

### ① 食事をしながらの会議の場合

最近、昼食をとりながらの会議が増えてますが、手話通訳者は食事をとりながらの通訳は不可能ですので、こういった場面での手話通訳者用の食事はご用意いただかなくて結構です。

### ② 1日研修や宿泊研修の場合

昼食時間も含む1日の通訳依頼に関しましては、昼食のご用意をいただければ幸いです。

宿泊研修の場合にも、手話通訳の食事をご手配ください。

## (3) 香川高齢・障害者雇用支援センターの助成制度

当協会は、香川県・各市町からの業務委託を受けて手話通訳の派遣を実施しておりますが、香川高齢・障害者支援センターでも手話通訳者のための助成金制度を設けています。

「重度障害者特別雇用管理助成金の第2種・手話通訳担当者等」という制度で、聴覚障害者を1名以上雇用した企業に年間24回の手話通訳派遣にかかる費用を助成するものです。

(詳細につきましては、香川高齢・障害者雇用支援センター TEL(087)814-3791又は、管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。)